

### 主な改訂箇所・内容一覧

ページ	改訂箇所	改訂内容
P.2	(3) 堺市のサービス・活動事業(訪問型サービス・通所型サービス)	訪問型サービスに住民主体型訪問サービスを追加
P.3	(1) 概要	住民主体型訪問サービスを追加
P.6	(3) 担い手登録型訪問サービス ③ 算定方法	※「継続利用要介護者の請求方法は「堺市へ直接請求」のみです。」を削除
P.8	(4) 住民主体型訪問サービス	新設
P.9	(5) 訪問型サービスの対象者像の基準	住民主体型訪問サービスを追加
P.13	(3) 担い手登録型通所サービス ③ 算定方法	※「継続利用要介護者の請求方法は「堺市へ直接請求」のみです。」を削除
P.17	4 ケアマネジメント	初回型ケアマネジメントに住民主体型訪問サービスを追加
P.18	5 サービスの利用回数と併用 【介護予防訪問・担い手登録型訪問サービスと住民主体型訪問サービスの併用について】	新設